

第175回 組合議会 11 月 定例会議案

令和 7 年 11 月 27 日
広域合同庁舎 4 階会議場

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合

第175回新発田地域広域事務組合議会定例会議事日程

令和7年11月27日 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 運営概況報告について
- 日程第4 議案第195号 から 議案第203号まで一括上程
- 日程第5 一般質問

一 括 上 程 議 案

- 議案第195号 新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第196号 新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第197号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第198号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第199号 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第200号 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第201号 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第202号 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第203号 令和7年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第2号) 議定について

議案第 195 号

新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例制定
について

新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

新発田地域広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例

新発田地域広域事務組合公告式条例（昭和46年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、インターネットを利用して行う。ただし、これにより難しい場合は、組合の掲示場に掲示して行うものとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（管理者の定める規則の公布）

第3条 管理者の定める規則（以下「組合規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の組合規則に準用する。

（管理者の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、管理者の定める規程（同項の組合規則を除く。）で公表を要するものに準用する。

第5条第1項中「第2条」を「第2条第2項及び第3条第1項」に、「規則にこれを」を「規則及び規程で公表を要するものに」に、「同条第1項中」を「同項中」に、「管理者」を「管理者名」に改め、「者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項を削る。

第6条中「規則又は機関の定める規則若しくは規程」を「組合規則若しくは機関の定める規則又は規程で公表を要するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 196 号

新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに
消防署の管轄区域を定める条例の一部を改正する条例制定について

新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管
轄区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

新発田地域広域事務組合消防本部及び消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める条例（昭和47年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「新栄町1丁目8番31号」を「中田町3丁目30番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 197 号

新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

新発田地域広域事務組合火災予防条例（昭和48年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2―第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の

2―第29条の7）

に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を、同条第5号「市町の長」の次に「（以下「市町長」という。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、新発田地域広域事務組合を構成する市町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 198 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 4 の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 199 号

令和 6 年度新発田地域広域事務組合
一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新発田地域広域事務組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度新発田地域広域事務組合
各会計歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度
新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、
次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入
歳出決算
- (3) 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入
歳出決算
- (4) 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入
歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類は
いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確
であると認めた。

令和7年10月21日

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

新発田地域広域事務組合

監査委員

高橋



監査委員

宮澤 光子



議案第 200 号

令和 6 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理
事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度新発田地域広域事務組合
各会計歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認めた。

令和7年10月21日

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

新発田地域広域事務組合

監査委員 高橋 晃



監査委員 宮澤 光子



議案第 201 号

令和 6 年度新発田地域広域事務組合まちづくり
事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度新発田地域広域事務組合
各会計歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度
新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、
次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入
歳出決算
- (3) 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入
歳出決算
- (4) 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入
歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類は
いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確
であると認めた。

令和7年10月21日

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

新発田地域広域事務組合

監査委員 高橋



監査委員 宮澤 光子



議案第 202 号

令和 6 年度新発田地域広域事務組合介護保険事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

新 発 田 地 域 広 域 事 務 組 合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

令和6年度新発田地域広域事務組合
各会計歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認めた。

令和7年10月21日

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

新発田地域広域事務組合

監査委員

高橋



監査委員

宮澤

光子



令和 7 年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 7 年度新発田地域広域事務組合のごみ処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

第 1 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 27 日 提 出

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(変更)

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間	限 度	額	期 間	限 度	額
最終処分場整備事業	令和 8 年 度	19,426	千円	補正前と同じ	105,694	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地方債	その他	
最終処分場整備事業	105,694千円			令和8年度	限度額に 同じ	千円 35,231	千円 63,400	千円	千円 7,063

